

発議第2号

専決処分事項の指定についての一部改正について

専決処分事項の指定についての一部を次のように改正する。

平成30年 6月26日 提出

平成30年 月 日

提出者	鳥羽市議会議員	世古安秀
賛成者	鳥羽市議会議員	山本哲也
賛成者	鳥羽市議会議員	戸上健
賛成者	鳥羽市議会議員	坂倉広子
賛成者	鳥羽市議会議員	尾崎幹
賛成者	鳥羽市議会議員	坂倉紀男

提案理由

地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を新たに追加するため、所要の改正を行いたく本提案とするものである。

## 専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 1 件 50 万円（自動車の運行により人の生命又は身体を害した場合にあっては、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定に基づく保険金額の最高限度額）以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること。
- (2) 市営住宅に係る訴訟の提起、裁判上の和解及び調停に関すること。
- (3) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- (4) 災害又は突発的な事故により応急に必要となる維持補修及び工事並びに支援活動に関する歳入歳出予算の補正をすること。
- (5) 地方自治法施行令第 166 条の 2 に規定する繰上充用に係る歳入歳出予算の補正をすること。

## 附 則

この議決は、平成 30 年 6 月 27 日から適用する。